一般

平成23年度 事務事業評価表(平成22年度分に係る報告)

評価対象事務事業名		障害者等紙おむつ支給事業	事業コード	2076		
担当課等	所属名	玉山総合事務所 健康福祉課	担当係名			
	課長名	高橋 洋	担当者名	伊五澤	由貴子	電話番号

1. 事務事業の基本情報

	施策の柱	 いきいきとして安心できる暮らし		施策	 共に歩む障害者福祉の実現	コード			
	心泉の性	いさいさとして女心でさる春らし	1	旭米	共に少む障害有価性の美現	3			
総合計画体系	基本事業	障害者福祉サービスの充実	コード 2	関連予算 費目名	一般会計 3款 1項 3目 障がい者等紙おむて 業(005-12)	目 障がい者等紙おむつ支給事			
	特記事項								
事業期間	○ 単年度)単年度 ● 単年度繰返 ○ 期間限定複数年度 ⇒ (開始年度 平成18年度年度~)							
事務事業の概要	在宅寝たき	り高齢者等の世帯に紙おむつを支給する							
根拠法令等	盛岡市玉山	区在宅ねたきり高齢者等紙おむつ支給事業等	実施要綱						
この事務事業を開始したきっかけ(いつ頃どんな経緯で開始されたのか)									
旧玉山村では、社会福祉協議会の事業として、65歳前の在宅重度障がい者で紙おむつを必要としている人に申請に基づき支給していた。合併協議により新規対象者は 盛岡市の制度により行うこととしたが、平成18年3月31日時点での受給者に限り事業を継続することとした。									
この事務事業に対して関係者(市民, 議会, 事業対象者, 利害関係等)からどのような意見・要望が寄せられているか									
- 在字福祉増進のため継続してほしいとの要望が寄せられている。									

事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令)はどう変化したか。今後の見通しはどうか

旧玉山村において給付決定した人について、激変緩和を図るために実施している事業であり、新規対象者は盛岡地区の要綱に統合して実施している。

2. 事務事業の実施状況(Do)

①対象	玉山区域内に住所を有し平成18年3月31日まで平成 17年度玉山村社会福祉協議会在宅寝たきり老人等紙お むつ支給事業実施要綱により紙おむつの支給を受けて	⇒	②対象指標	A. 支給対象者	単位	人
(誰を,何を対象としているのか)	むつ支給事業実施要綱により紙おむつの支給を受けて いた人		(対象の大きさを 示す指標)	В.	単位	
				C.	単 位	
③手段	22年度実績(22年度に行った主な活動) 事業の契約事務、委託料の支払い事務等	⇒	④活動指標	A. 支給に係る金額	単 位	円
(事務事業の内 容, やり方, 手 順)	23年度計画(23年度に計画している主な活動)		(事務事業の活動 量を示す指標)	В.	単 位	
	22年度と同様			C.	単位	
⑤意図 (この事業により 対象をどのよう)	在宅で長期に渡りねたきりの生活をしている重度障がい 者等に対して紙おむつを支給することにより、介護者負 担の軽減を図り、在宅福祉の増進を図る。	⇒	⑥成果指標 (意図の達成度を 示す指標)	A. 支給に係る金額/支給対象者 【指標の性格:○ 上げる ○ 下げる ● 維持する】	単 位	円
変えるのか)			717 161987	B. 【指標の性格: 上げる 下げる (維持する)	単位	
				C.【指標の性格:○ 上げる ○ 下げる ○ 維持する】	単位	
⑦結果 (上位基本事業	社会参加の促進が図られている	⇒	⑧上位成果 指標	就労している障がい者割合(障がい者アンケート)(単位:%)		
の意図:上位の 基本事業にどの ように貢献する か)			(上位基本事業の 成果指標)			

2. 事務事業の実施状況(続き)

⑨事務事業の各種指標の実績及び目標値

区分	指標名	単位	20 年度実績	21 年度実績	22 年度計画	22 年度実績	23 年度計画	24 年度計画	目標年度 目標値
対象 指標A	支給対象者	人	4	3	3	3	3	3	年度
対象 指標B									年度
対象 指標C									年度
活動 指標A	支給に係る金額	円	46,000	35,000	35,000	28,036	33,000	33,000	年度
活動 指標B									年度
活動 指標C									年度
成果 指標A	支給に係る金額/支給対象者	円	11,500	10,710	10,710	9,346	11,000	11,000	年度
成果 指標B							·		年度
成果 指標C									年度

⑩事務事業に係る事業費

区分	指標名	単位	20 年度実績	21 年度実績	22 年度計画	22 年度実績	23 年度計画	24 年度計画	****
事業費	A	千円	46	35	35	29	33	33	****
財源	④ 国	千円							****
内訳	⑤県	千円							****
	⑥地方債	千円							****
	⑦一般財源	千円	46	35	35	29	33	33	****
	⑧その他	千円							****
	合 計(④~8) (=A)	千円	46	35	35	29	33	33	****
	延べ業務時間数	時間	24	24	24	24	24	24	****
耶	職員人件費 (B) (臨時職員賃金は, 事務費に含む)	千円	96	96	96	96	96	96	****
	トータルコスト (A) + (B)	千円	142	131	131	125	129	129	****

3. 事務事業の評価(See)

Ţ.,	①施策体系との整合性	□ 見直す余地がある ⇒ 4. 事務事業の改革案へ						
要	この事務事業の意図は,結果(政策体系)に結びついていますか?	● 結びついている						
必要性評価		└────────────────────────────────────						
価	②公共関与の妥当性	○ 見直す余地がある ⇒ 4. 事務事業の改革案へ						
	市がやるべき事業ですか? 税金を使って達成する目的ですか?	● 妥当である						
		□「妥当」とする理由: 法定事務である 内部管理事務である ● その他						
		□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □						
	③対象の妥当性	び 拡大または絞る余地がある ⇒ 4. 事務事業の改革案へ						
	対象の設定は現状のままでいいですか? 広げられませんか? また絞らなくてよいですか?	● 現状で妥当である						
		□「妥当」とする理由: 法定事務である 内部管理事務である ● その他						
		理由:旧玉山村福祉協議会で実施していた事業を継承し、合併により既に受給していた人のサービス低下を招かないための事業であるため現状で妥当である。						
	④意図の妥当性							
	意図(何を狙っているのか)を絞ったり拡大したりして, 成果向上できませんか?	● 現状で妥当である						
		└「妥当」とする理由: ○ 法定事務である ● その他						
		理由:介護者の負担軽減を図り,在宅障がい者の在宅福祉の維持・向上を目的としているため妥当である。						
	⑤成果の向上余地	○ 向上余地がある ⇒ 4. 事務事業の改革案へ						
有効性評!	成果がもっと向上する余地はありますか?	● 向上余地がない						
評価	○ 	理由:旧玉山村社会福祉協議会で実施していた事業を経過的措置で実施しているものであり、向上の余地はない。また、将来的には「盛岡市在宅ねたきり高齢者等紙おむつ支給事業」と統合する事業である。						
	⑥廃止・休止の影響	影響がない ⇒ 4. 事務事業の改革案へ						
	事業を廃止・休止した場合, 施策の成果に及ぼす影響はありますか?	^{▼9 彩}						
		その内容:現在紙おむつの受給者及び介護者への経済的・精神的負担が増大し、在宅生活が維持できなくなる恐れがある。						
	⑦類似事務事業との関係	● 類似事業がある						
	類似の事務事業(国, 県, 市の内部, 民間)はありませんか?	類似事業がない						
		事業名:盛岡市在宅ねたきり高齢者等紙おむつ支給事業						
		※類似事業がある場合,その事務事業と統廃合又は連携を図ることにより成果向上はできませんか?						
		統廃合・連携検討 できる						
効	⑧事業費の削減余地							
率性	成果を下げずに事業費を節減できる余地はありませんか?	○ 削減余地がある ⇒ 4. 事務事業の改革案へ ● 削減できない						
効率性評価	708							
	⑨人件費の削減余地	○ 削減余地がある ⇒ 4. 事務事業の改革案へ						
	成果を下げずに人件費(延べ業務時間数)を削減する余地はありますか?	●削減できない						
	御豆+欅Aの本エルム サ	理由:主たる事業内容が委託事業者との契約事務のため、これ以上の削減はできない。						
平	⑩受益機会の適正化余地 受益機会の適正化余地はありますか?	□ 適正化余地がある ⇒ 4. 事務事業の改革案へ						
公平性評		● 公平・公正である ○ 特定の受益者はいない						
価		 理由:旧玉山村福祉協議会で実施していた事業を、合併によりサービス低下を招かないために経過的措置として						
	① 専用負担の海エル会場	実施している事業であり、新規対象者は盛岡市の制度による。						
	①費用負担の適正化余地 受益者の費用負担の適正化余地はありますか?	○ 適正化余地がある ⇒ 4. 事務事業の改革案へ						
		● 公平・公正である ○ 特定の受益者はいない						
		 理由:合併時に激変緩和を図るために旧玉山村福祉協議会から継承した事業であり、合併後の新規対象者は盛						
		理由: 音研時に激変緩和を図るだめに旧玉山村福祉協議会から継承した事業であり、音研後の新規対象者は盗 岡市の制度により実施している。						

4. 事務事業の改革案(Plan)

・・ 学初学来の収集系(Plan)

① 改善の方向性(この事務事業をどう変えていくか、廃止や拡充、事業方式改善など)
※複数ある場合は、代替案その1、代替案その2とすること
合併協議により継続実施している事業であり、今後は縮小する方向にある。新規対象者は盛岡市の制度により実施している。
② 改革、改善を実現していく際に想定される問題点は何ですか? それをどう克服していきますか?
(関連部門や全庁的な調整の必要性、トップへの要望も含む)
なし

O. R	未 大息兄				
	(1)一次評価者	かとしての評価結	果		(2)全体総括(振り返り, 反省点)
一 次 評 価	① 必要性:	● 妥当	○ 見直し余地あり		旧玉山村社会福祉協議会事業を承継し、経過措置として対象者に 紙おむつを支給しており、在宅福祉のために今後も継続する必要 がなったか、乗担が身を大け、成の地域に終め、実施していること
価	② 有効性 :	● 妥当	○ 見直し余地あり	" <mark>-</mark> /	がある。なお、新規対象者は、盛岡地域に統合し実施していることから、縮小されていく事業である。
	③ 効率性 :	● 妥当	○ 見直し余地あり		
	④ 公平性 :	● 妥当	○ 見直し余地あり		
	(3)今後の事務	の方向性(改革)	改善案)		
今後の方向性-		¥続 ── S.止	現状維持(従来通りで特	おける	善をしない)
の方向性と改革改善案	方向付けの理	里由と改革改善 <i>の</i>	内容		